

令和4年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(個人情報保護委員会4-①)

<p>施策名</p>	<p>特定個人情報の適正な取扱いの推進</p>				<p>担当部局名</p>	<p>総務課、参事官室</p>	<p>作成責任者名 (※記入は任意)</p>	<p>政策立案参事官 片岡秀実</p>		
<p>施策の概要</p>	<p>○行政機関等や民間企業がマイナンバーの取扱いを適切に行うよう監視・監督を行う。 ○特定個人情報保護評価（以下「保護評価」という。）について、評価実施機関による保護評価の適切な実施を図るため、保護評価に係る規則や指針の策定を行うほか、評価実施機関が作成した評価書の承認等を行うとともに、ウェブサイトで国民による評価書の閲覧を可能にする。 ○マイナンバー法第9条第2項の地方公共団体が条例で定める事務（以下「独自利用事務」という。）の情報連携に係る届出を受け付け、内閣総理大臣に通知するとともに、地方公共団体における独自利用事務の情報連携の活用を促進する。</p>				<p>政策体系上の位置付け</p>	<p>個人情報の適正な取扱いの確保</p>				
<p>達成すべき目標</p>	<p>○継続的に、行政機関等や民間企業におけるマイナンバーの適正な取扱いがなされるための監視・監督活動を行い、マイナンバー制度の安心・安全及び国民の信頼を確保する。 ○評価実施機関における保護評価制度の適切な運用の確保により、特定個人情報の適正な取扱いを促すとともに、国民からの信頼の確保を図る。 ○独自利用事務の情報連携の活用により、地方公共団体の行政手続における添付書類を削減し、国民の利便性を向上させる。</p>	<p>目標設定の考え方・根拠</p>	<p>・個人情報保護法（平成15年法律第57号）第128条（監視・監督）、第129条（保護評価） ・マイナンバー法（平成25年法律第27号）第19条第9号（法制調整）、第27条、第28条（保護評価） ・委員会規則（平成28年個人情報保護委員会規則第5号）第2条1項各号（法制調整）</p>	<p>政策評価実施予定時期</p>	<p>令和5年8月</p>					
<p>測定指標</p>	<p>基準値</p>	<p>基準年度</p>	<p>目標値</p>	<p>目標年度</p>	<p>年度ごとの目標値 年度ごとの実績値</p>				<p>測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠</p>	
<p>1 特定個人情報の取扱いに関する制度についての説明会及びインシデント対応訓練について参考になったとする割合</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>100%</p>	<p>令和4年度</p>	<p>平成30年度</p>	<p>令和元年度</p>	<p>2年度</p>	<p>3年度</p>	<p>4年度</p>	<p>特定個人情報の適正な取扱いを推進するため、行政機関等、地方公共団体等及び民間事業者に対して、特定個人情報の取扱いに関する制度についての説明会に講師を派遣して特定個人情報の取扱いに関するガイドライン等の周知・情報発信を行ったり、特定個人情報の漏えい等のインシデント発生の際の対応訓練を行う必要があるため。 なお、説明会・訓練後にアンケートを実施して、参考になったかどうかを確認し、その後の説明会・訓練の改善等に活用する。なお、目標値は、参加者の多くが参考になったといえるようなものである必要があるため、100%とする。 【参考（令和3年度の実績）】 ・特定個人情報の取扱いに関する制度についての説明会：3回 ・インシデント対応訓練：1回（32団体）</p>

2 立入検査等の実施件数	-	令和元年度	65件	令和4年度	60件	50件	-	60件	65件	<p>立入検査を実施することによって、個人番号利用事務等実施者における特定個人情報の適正な取扱いを確保する必要があるため。</p> <p>行政機関等に対しては、従前はおおむね2年ごとに実施していたが、令和4年度からは、一律に同じ頻度で検査を行うのではなく、監視・監督全体の検査頻度は維持しつつ、これまでの立入検査で把握した各機関の個人番号の管理状況、各機関の規模、特定個人情報の取扱量及び漏えい等事案の有無等を踏まえ、メリハリのついた、より柔軟かつ効果的な立ち入り検査を実施する。地方公共団体等に対しては、規模、過去の検査状況、定期報告の内容等を勘案のうえ、選択的に立入検査を実施するとともに、検査項目を絞った立入検査を積極的に活用するなどして、多数の検査対象団体に対して効果的かつ効率的に検査を実施する。</p>
3 しきい値判断の結果変更（特定個人情報に関する重大事故の発生）により保護評価の再実施を行った機関数の割合	-	-	100%	令和4年度	-	-	-	-	100%	<p>保護評価制度の開始以降、一定程度対象事務数が増加し、制度の浸透が図られつつある中で、保護評価の機能のさらなる強化及び国民・住民からの信頼確保につなげることが重要である。</p> <p>そこで、国民の懸念が大きい「特定個人情報に関する重大事故（評価実施機関が法令に基づく安全管理措置義務を負う特定個人情報を漏えい、滅失又は毀損した場合であって、故意による又は当該特定個人情報の本人の数が101人以上のもの）」が発生した機関において、しきい値判断※の結果の変更が生じた場合には、保護評価を再実施することとなっているところ、監視・監督活動とも連携のうえ、確実に再実施が行われるよう、働きかけ等を行う必要がある。</p> <p>なお、測定指標は、前年度中に発生した重大事故について、しきい値判断の結果変更により、本年度末までに再実施を行った機関の割合とする。前述のとおり、しきい値判断結果が変わる場合、再実施を行うことは義務であるため、目標値は100%とする。</p> <p>※①対象人数、②特定個人情報ファイルを取り扱う者の数、③評価実施機関における特定個人情報に関する重大事故の発生の有無に基づき、実施が義務付けられる保護評価の種類（基礎項目評価、重点項目評価、全項目評価）を判断するもの。</p> <p>【参考指標】年度末時点における保護評価の対象事務数 令和3年度：35,544件 令和2年度：33,748件 令和元年度：32,655件</p>

測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠
4 地方公共団体等における安全管理措置の実施状況	地方公共団体等における特定個人情報の安全管理措置の実施状況や委託及び再委託の実施状況等について報告を求め、安全管理措置を実施する上での課題等を把握・分析することにより、当該課題等に対して、必要があれば制度的対応（ガイドラインやQ & Aの改正）を行うとともに、当該課題等に対する説明資料の作成及び各種説明会での周知を行い、地方公共団体等における特定個人情報の管理体制の底上げを図る。	令和4年度	マイナンバー法第29条の3の規定により義務付けられている定期的な報告により、今年度については、令和3年度の地方公共団体等における特定個人情報の安全管理措置の実施状況、委託・再委託の実施状況及び保護評価の実施状況について報告を求めた上で分析を行い、地方公共団体が必要な安全管理措置を実施する上での課題等への対応として、必要に応じて説明資料を作成し委員会ウェブサイトにて周知を行うほか、各種説明会等において、当該課題等や説明資料の周知を行う。さらに、特に報告内容に問題のある団体に対しては、個別の指導や立入検査を行うなど、より効果的な監視・監督を実施し、地方公共団体等における特定個人情報の適正な取扱いの確保を行う必要があるため。そのほか、新型コロナウイルス感染症の予防接種事務及び特定公的給付の支給事務に係る保護評価の実施状況を把握することにより、保護評価の未実施の団体に対して適切に対応を行う必要があるため。
5 全項目評価書の質の維持・向上	全項目評価書の質を維持・向上させることで、保護評価の機能強化及び国民・住民からの信頼確保につなげる。	令和4年度	<p>保護評価制度の導入以降、一定程度対象事務数が増加し、制度の浸透が図られつつある中で、保護評価の機能のさらなる強化及び国民・住民からの信頼確保につなげるのが重要である。そのため、特に個人のプライバシー等の権利利益に対して影響を与える可能性が高いと認められる場合に作成する全項目評価書（※）について、まずは優先的に質の維持・向上を図る。</p> <p>具体的には、委員会の承認対象となっている行政機関の全項目評価書について、指針に定める実施手続等に適合した保護評価を実施しているか、記載されたリスクを軽減させるための措置等が国民の信頼の確保等の保護評価の目的に照らし妥当かといった観点から、審査及び承認作業をさらに強化し、全項目評価書の質を維持・向上させる必要がある。</p> <p>加えて、委員会による承認対象外である地方公共団体の全項目評価書についても、一部のものから試行的に確認を行うことにより、質の維持・向上を図る。</p> <p>なお、これらの施策の推進に当たっては、必要に応じて質の維持・向上に資する資料の周知を行うとともに、特定個人情報の監視・監督活動と連携することにより、より効果的・効率的に、実態を踏まえた評価書の作成、現場でのリスク対策の改善等につなげる。</p> <p>※以下に該当する場合は、全項目評価により、リスク対策等に関する詳細な分析・評価等を行うこととしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象人数（特定個人情報ファイルを取り扱う事務において保有する全ての特定個人情報ファイルに記録される本人の数の総数）が30万人以上の場合 ・対象人数が10万人以上30万人未満の場合であって、取扱者数（評価実施機関の従業者及び評価実施機関が特定個人情報ファイルの取扱いを委託している場合の委託先の従業者のうち、当該特定個人情報ファイルを取り扱う者の数）が500人以上の場合又は過去1年以内に特定個人情報に関する重大事故の発生があった場合
6 ガイドライン等の周知及び広報資料への反映等	適時適切な周知と資料への反映等	令和4年度	ガイドラインに関するQ & A等の分かりやすい資料を作成・充実し、ウェブサイトに掲載・説明会で配布等することにより、個人番号利用事務等実施者における特定個人情報の適正な取扱いの確保を図るための周知を行うとともに、質問・問合せ等の内容も踏まえて資料等への反映・改正を行い、常に時宜にかなった内容で啓発を行う必要があるため。

7 独自利用事務の情報連携に係る届出の処理	独自利用事務の情報連携に係る届出について、地方公共団体からの届出書を確認することを通じて、独自利用事務の情報連携における特定個人情報の適切な取扱いを確保するとともに、制度の活用促進を図る。	令和4年度	<p>当委員会は、独自利用事務の情報連携を行いたい地方自治体からの届出について、委員会規則で定める要件を満たすかの確認を通じて適正な情報連携が行われることを第一義的な役割としている。</p> <p>一方で、独自利用事務の情報連携は、行政手続に従来必要とされた添付書類の省略が可能となることで国民の利便性と行政事務の効率化の向上を目的とする制度であり、行政のデジタル化の推進においてその効果を十分に発揮することが求められるものである。</p> <p>そのため、団体からの届出られた内容が適切になるよう届出団体と不備内容を協議の上補正を行うことで第一義的な役割を果たすとともに、届出を通じて把握した制度未活用団体や届出件数の少ない団体に対して、制度や効果の周知等により一層の独自利用事務の情報連携の活用促進を図る。</p> <p>【参考指標】各年度末の有効届出件数 令和3年度：9,070件 令和2年度：8,864件 令和元年度：8,561件</p>
-----------------------	--	-------	---

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等	令和4年 行政事業レビュー 事業番号
	令和元年度	2年度	3年度	4年度			
(1) 特定個人情報の監視・監督に必要な経費（平成26年度）	1,174.9 (1,167) 百万円	1,625.4 (1,410.6) 百万円	1614.3 (1,593.2) 百万円	101.8 百万円	1,2,4,6	個人情報保護法において、「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ること（個人番号利用事務等実施者に対する指導及び助言その他の措置を講ずることを含む。）」が委員会の任務とされており、その任務を達成するため、特定個人情報の取扱いに関する監視・監督（指導及び助言、勧告及び命令等）を行う。	0001
(2) 特定個人情報保護評価に必要な経費（平成26年度）	78.4 (76) 百万円	41.3 (40.5) 百万円	43 (41.9) 百万円	29 百万円	3,5	マイナンバー保護評価システムの運用、保守及び改修等によって評価実施機関による評価書の提出・公表を効率的に処理するとともに、マイナンバー保護評価Webを整備することで、広く国民が評価書を閲覧できるようにしている。評価実施機関にとって利便性の高いシステムとなるよう、マイナンバー保護評価システムの運用、保守及び改修等を行うとともに、評価実施機関が適切に保護評価を実施できるよう指導・助言を行うなど、保護評価制度の円滑な運用に資する活動を行っている。	0002
(3) 独自利用事務の情報連携利用開始手続のシステム化等に必要な経費（令和2年度）	-	25.7 (19.6) 百万円	88.7 (86) 百万円	0.7 百万円	7	独自利用事務の情報連携の利用開始に必要な届出手続について、新たに届出書を受付・管理する機能等を有するシステムの設計・開発を行うことにより、行政事務の効率化及び正確性の更なる向上を図るとともに、地方公共団体に対する制度や効果の周知等を通じて一層の独自利用事務の活用促進を図る。	0007

施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）
-----------------------------------	-----------------------------------

令和4年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(個人情報保護委員会4-②)

施策名	個人情報に関する広報・啓発の推進				担当部局名	総務課	作成責任者名 (※記入は任意)	政策立案参事官 片岡秀実		
施策の概要	個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため個人情報の適正な取扱いの確保を図る（個人番号利用事務等実施者に対する指導及び助言その他の措置を講ずることを含む）。そのために、次に掲げる施策を実施するもの。 ・個人情報の保護に関する事業者及び消費者の理解の向上を図るための、個人情報の保護及びマイナンバー制度に関する広報及び啓発。				政策体系上の 位置付け	個人情報の適正な取扱いの確保				
達成すべき目標	令和3年改正法の施行に向けた適切な周知と事業者等の個人情報保護法制度の理解促進及び消費者の個人情報保護に対する意識の向上			目標設定の 考え方・根拠	個人情報保護法において委員会の所掌とされた、個人情報の保護についての広報及び啓発に関する事務を適切に実施するため。		政策評価実施予定時期	令和5年8月		
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
	基準年度	目標年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度			
1 ウェブサイトのページビュー	340,630件	令和2年度	前年比10%増 (月平均683,266件)	令和4年度	-	-	-	前年比10%増 (月平均374,693件)	前年比10%増 (月平均683,266件)	個人情報保護委員会にとっては、ウェブサイトが委員会の玄関口として大きな役割を果たしており、今後利用が増える中で、閲覧したい情報が、安定的に、いつでも、誰でも、どこからでも、分かりやすく入手できるようにしなければならないためウェブサイトのページビューを測定指標として採用。 令和3年度は改正法の施行を控えて、大幅な実績増となった。この水準を引き続き維持できるよう前年比10%増の目標値を設定した。
2 ウェブサイトの訪問者数	-	-	前年比5%増 (月平均107,240人)	令和4年度	-	-	-	前年比5%増 (月平均41,980人)	前年比5%増 (月平均107,240人)	
					-	-	39,981人	102,133人		令和3年度は改正法の施行を控えて、大幅な実績増となった。この水準を引き続き維持できるよう前年比5%増の目標値を設定した。

3 説明会の理解度数	-	-	過去実績 の最大値 (94%) を上回る	令和4 年度	-	85%	前年度 同程度	94%	94%	民間事業者、行政機関等及び地方公共団体等に対して、説明会等に講師を派遣している。 説明会後にアンケートを実施して、法制度の理解が促進されているか確認するため説明会の理解度を測定指標として採用。内容の理解度等を確認し、その後の説明会等広報活動に活用する。令和4年度の目標値については、引き続き高い水準での理解度の達成を目指し、過去実績の最大値(94%)とする。
					-	94%	-	80%		
測定指標	目標			目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠					
4 幅広い層に対するウェブサイトや公式SNS等における情報発信及び掲載資料への反映等	適時適切な周知と資料への反映等			令和4年度	個人情報保護法に関する分かりやすい資料・ウェブコンテンツを作成・充実させ、ウェブサイトに掲載・配布等することにより、個人情報保護法の適用対象である事業者のほか子どもを含む消費者に、幅広く個人情報保護制度等の周知を行うとともに、質問・問合せ等の内容も踏まえて資料への反映・修正等を行い、常に時宜にかなった内容で啓発を行う必要がある。また、公式SNSも活用し、より多くの方に向けて積極的に情報発信を行っていくため、「幅広い層に対するウェブサイトや公式SNS等における情報発信及び掲載資料への反映等」を測定指標として採用。なお、目標については、適時適切な反映等が重要であるため「適時適切な周知と資料への反映等」を目標値とする。					
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)				当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等	令和4年 行政事業レビュー 事業番号		
	令和元年度	2年度	3年度	4年度						
所掌事務に係る広報・啓発(平成25年度)	58.0 (42) 百万円	68.0 (46.0) 百万円	118.7 (102.6) 百万円	129.8 百万円	1~4	「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護する」という個人情報保護法の目的に鑑み、個人情報の保護及び利活用並びに委員会の活動に関する国民の理解の向上を図るため、個人情報保護制度、マイナンバー制度及び委員会の業務内容を紹介する各種ツールを作成し、多様な媒体を通じて広報及び啓発を行う。	0003			
施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	-									

令和4年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(個人情報保護委員会4-③)

施策名	個人情報に関する国際協力の推進		担当部局名	参事官室	作成責任者名 (※記入は任意)	政策立案参事官 片岡秀実
施策の概要	個人情報（マイナンバー(個人番号)を含む。以下同じ。）の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するため、また、経済・社会活動のグローバル化に対応するため、海外の個人情報保護当局等との協力関係の構築及び情報共有を行うもの。		政策体系上の 位置付け	個人情報の適正な取扱いの確保		
達成すべき目標	個人情報の保護に関する国際会議への出席や各国の個人情報保護当局との意見交換等を通じた、DFFT（信頼性が確保された自由なデータ流通の確保）推進の観点から個人情報が安全・円滑に越境移転できる国際環境の構築、国際フォーラム等における我が国の取組の発信や収集した情報の発信等を通じた、国際動向の把握と情報発信及び諸外国の個人情報保護当局との間の協力関係構築等を通じた、国境を越えた執行協力体制の強化。	目標設定の 考え方・根拠	個人情報保護法において委員会の所掌とされた国際協力に関する事務を適切に実施するため。	政策評価実施予定時期	令和5年8月	
測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠			
1 外国当局との間の、また国際機関における、個人データの安全かつ円滑な国際流通に資する枠組みについての協議等の進展状況	DFFT推進の観点から個人情報が安全・円滑に越境移転できる国際環境の構築	令和4年度	<p>本目標は、米国や欧州との連携の深化やアジア太平洋諸国等の同志国（like minded-countries）との中期的な協力関係の強化並びに世界プライバシー会議（GPA）、アジア太平洋プライバシー機関（APPA）等の国際的な枠組みにおいて、DFFTの重要性について発信や対話を行うことを通じ各国の理解を深め、また、連携の深化を図ることで実現されるものであるため。</p> <p>【参考（令和3年度の実績）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国際会議等への出席回数：計49回（全てオンライン） 海外の機関等との対話件数（含在京大使館等）：計29回（うち26回はオンライン、3回は対面） <p>※一部の会議・対話等には、指標2、3に資するものも含まれる</p>			

<p>GPA、APPA等 国際 フォーラムでの個情委の 2 取組発信状況及び個情委 HP等における収集した 情報の発信状況</p>	<p>国際動向の把握と情 報発信</p>	<p>令和4年度</p>	<p>情報通信技術の飛躍的な進展とそれに伴う個人情報保護に関する課題に対応するため、各国との情報や問題意識の共有を図ることに 加え、技術革新や社会的課題等への対応についての世界潮流を踏まえた上で、我が国の政策立案に活かしていく必要があるため。</p>					
<p>G7等の国際的枠組みを 3 通じた外国当局との間の 協力関係構築状況</p>	<p>国境を越えた執行協 力体制の強化</p>	<p>令和4年度</p>	<p>事業者等の国境を越えた活動の増加や個人情報を含むデータの国境を越えた流通の増大を受け、自国のみでは対応できない事案の 益々の増加が予想されることから、委員会が対応する個別の執行事案について、日本が2023年にホスト国となるG7等の国際的な枠 組みを活用しつつ、関係各国・機関等との連携を推進し、諸外国からの協力が必要な時に得られるような協力関係を強化する必要が あるため。</p>					
<p>達成手段 (開始年度)</p>	<p>予算額計 (執行額)</p>				<p>当初予算額</p>	<p>関連する 指標</p>	<p>達成手段の概要等</p>	<p>令和4年 行政事業レビュー 事業番号</p>
	<p>令和元年度</p>	<p>2年度</p>	<p>3年度</p>	<p>4年度</p>				
<p>(1) 個人情報に関する国際協 力の推進 (平成25年度)</p>	<p>158.5 (114.9) 百万円</p>	<p>144.7 (99) 百万円</p>	<p>175.4 (71.9) 百万円</p>	<p>180.8 百万円</p>	<p>1~3</p>	<p>個人情報等を含むデータが安全・円滑に越境移転できる国際環境を構築するため、国際的な枠組みでの 議論や米国・欧州等の各国・地域との対話等を通じて、D F F T (信頼性が確保された自由なデータ流 通の確保) の発信や連携強化を図る。さらに、最新の国際動向の把握に努めるとともに、外国の個人情 報保護当局との執行協力体制の強化に取り組む。</p>	<p>0004</p>	
<p>施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なも の)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ (令和4年6月7日閣議決定) ・デジタル社会の実現に向けた重点計画 (令和4年6月7日閣議決定) ・経済財政運営と改革の基本方針2022 (令和4年6月7日閣議決定) 							

令和4年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(個人情報保護委員会4-④)

施策名	個人情報の保護及び利活用に関する施策の推進				担当部局名	参事官室	作成責任者名 (※記入は任意)	政策立案参事官 片岡秀実		
施策の概要	個人情報保護法が定める委員会の任務（個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること）を果たすために、個人情報の保護及び利活用に関する取組を推進するもの				政策体系上の 位置付け	個人情報の適正な取扱いの確保				
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監視・監督活動を通じて、行政機関等及び事業者における、個人情報の適正な取扱いを確保する。 ・ 認定個人情報保護団体等の民間の自主的取組の活性化に向けた支援を行うことや、個人情報の適正かつ効果的な活用を促進する観点からの情報発信を行うこと等による、個人情報等の適正かつ効果的な活用の促進 			目標設定の 考え方・根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者及び令和4年度から新たに個人情報保護法の適用対象となった、行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保していくため。 ・ 個人情報保護法において委員会の所掌とされた、個人情報の保護及び利活用に関する事務を適切に実施するため。 		政策評価実施予定時期	令和5年8月		
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
	基準年度	目標年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度			
1 認定個人情報保護団体 対象事業者向け研修会の 満足度	-	-	93%	令和4年度	-	-	-	80%	93%	当委員会は、認定個人情報保護団体（以下「認定団体」という。）の対象事業者が、個人情報保護法の基礎的な理解を深め、同法の適正な遵守に活かしていただくことを目的に、研修会を実施している。 研修会開催後にアンケート（4段階評価）を行い、「とても満足」「やや満足」の数値を記載する。 令和3年度に実施した研修会のアンケートでは、全体の92%が「とても満足」「やや満足」と回答した。
2 PPCビジネスサポートデスクの 相談対応件数	42件	令和2年	55件	令和4年度	-	-	-	-	55件	
					-	-	42件	55件		PPCビジネスサポートデスクにおいて、個人情報の適正かつ効果的な活用を促進する観点から事業者等からの相談に応じることにより、個人情報保護法を遵守しつつデータを活用したビジネスの創出や発展の動向を図る指標として適当と考えられる。相談件数については、過去の実績に加え、事前準備等の時間を考慮して、一週間に一件程度の相談頻度となることを踏まえて設定している。

3	行政機関等に対する実地調査の実施件数	-	-	20件	令和4年度	-	-	-	-	20件	<p>行政機関等における個人情報等の適正な取扱いを確保するためには、各機関等における事務の実施状況について、定期的・計画的な実地調査を実施することが重要である。令和4年度（本年度）より行政機関等が新たに個人情報保護法の適用対象となるため今回より測定指標化するもの。</p> <p>実地調査は、毎年、委員会において議決した調査計画に基づき、委員会事務局において、対象の行政機関等を選定して行うが、令和4年度は、行政機関等が保有する個人情報等の多寡や機微性等を踏まえ、約20機関を対象として実地調査を行う計画としているため、目標値は20としている。</p> <p>実地調査は、従前の番号法に基づく行政機関等への立入検査の知見を活用するなど、効果的・効率的に行うこととする。</p>
測定指標		目標			測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠						
4	個人情報等の適正かつ効果的な活用の促進	個人情報等の適正かつ効果的な活用の促進	-	-	令和4年度	PPCビジネスサポートデスクにおいて事業者等からの相談に応じ、これにより得られた利活用事例に関する知見等を、ガイドラインやQ & Aにより事例等として周知したり、匿名加工情報・仮名加工情報の活用事例を含む委員会事務局レポートの改定・公表することによって、事業者等が個人情報等の利活用を検討しやすい環境整備を進め、個人情報等の適正かつ効果的な活用を促進する。					
5	認定個人情報保護団体の活動状況の把握、必要な支援の実施	認定個人情報保護団体制度の利用の推進	-	-	令和4年度	当委員会は、認定団体が主体的に行う活動の状況について報告徴収等により適切に把握し、その内容を分析等することによって認定団体に求められる役割・機能の強化につながるよう必要な支援を行っていく必要がある。また、認定団体がない業界・事業分野における新規認定団体の認定等についての検討や、特定事業活動限定型での認定を希望する団体からの相談対応に取り組む等により、制度の利用をより一層推進する必要がある。					
6	令和2年改正法の円滑な運用に関する取組	周知広報	-	-	令和4年度	個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第44号）の円滑かつ適切な運用のため、改正内容について国民への幅広い周知広報に積極的に取り組む。					
7	令和3年改正法の円滑な施行に向けた取組	政令・委員会規則・ガイドライン等整備及び周知広報	-	-	令和4年度	<p>デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の成立により改正された個人情報保護法（以下「令和3年改正法」という。）の円滑な施行に向けて取り組む。</p> <p>具体的には、新たに個人情報保護法が適用されることになる国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人や、例外規定の精緻化が行われる学術研究機関等に対し、十分な周知を行うとともに、これらの主体が適切に対応できるよう準備期間を設ける観点から、関係する政令・規則・ガイドライン等、改正等が必要なルール等について迅速な整備に取り組む。その際、これまで行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法又は各地方公共団体の条例により別々に規律されてきたことにも配慮しつつ、各主体の意見を十分に聴取しながら、個人情報保護とデータ流通の両立を図るという一元化の趣旨を実現していく。</p> <p>また、特に地方公共団体については、令和3年改正法の施行までに条例の改廃等の準備行為が必要となると考えられることから、委員会としても当該準備行為の実施状況を把握した上で、必要な助言等を行う。</p>					

8	行政機関等における安全管理措置の実施状況	行政機関等における安全管理措置の底上げ	令和4年度		個人情報保護法の適用対象となる行政機関等が240機関等（令和4年4月1日時点）ある中、すべての行政機関等へ毎年実地調査を行うことは難しいこともあり、毎年、個人情報保護法に基づく施行状況調査により、行政機関等における個人情報の取扱い状況等について悉皆的に報告を求め、必要に応じて個別に助言等するとともに、取扱い上の課題等を把握・分析することにより、当該課題に対して、必要な対応（制度的対応、参考資料の作成・公表、説明会での周知等）を行い、行政機関等における個人情報の管理体制の底上げを図る。			
	9	事業者における安全管理措置の実施状況	事業者における安全管理措置の水準の底上げ	令和4年度		事業者における、個人情報の適正な取扱いを確保するためには、適正な水準の安全管理措置の確保が不可欠である。特に事業者に関しては、まだまだ制度の周知も十分ではない中で、様々な広報啓発ツールを用いてアプローチを試みたり、漏えい等報告の受付に当たっては、適切な再発防止策を助言する等して、安全管理措置の水準の底上げを図る。		
達成手段 (開始年度)		予算額計（執行額）			当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等	令和4年 行政事業レビュー 事業番号
		令和元年度	2年度	3年度	4年度			
(1)	個人情報の保護及び利活用に関する施策の推進に必要な経費（平成27年度）	105.7 (95.3) 百万円	127.2 (103.2) 百万円	121.1 (92) 百万円	280.6 百万円	1～9	個人情報保護法において、「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ること」が委員会の任務とされており、その任務を達成するため、個人情報の保護及び利活用に関する施策を推進することとする。	0005
施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和4年6月7日閣議決定）						

令和4年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(個人情報保護委員会4-⑤)

施策名	個人情報に関する広聴・相談				担当部局名	参事官室	作成責任者名 (※記入は任意)	政策立案参事官 片岡秀実		
施策の概要	個人情報保護法第129条各号の規定に基づき、その任務を達成するため、電話による相談窓口を設置・運営し、個人情報保護法の解釈等に関する一般的な質問への回答を行うとともに、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報並びに特定個人情報（以下「個人情報等」という。）の取扱いに関する苦情あっせん相談を行う。				政策体系上の 位置付け	個人情報の適正な取扱いの確保				
達成すべき目標	「マイナンバー苦情あっせん相談窓口」及び「個人情報保護法相談ダイヤル（民間部門及び公的部門）」として電話相談窓口を設置し、個人情報保護法に関する質問や民間事業者の個人情報等の取扱いに関する苦情あっせん相談事案への対応を通じて、個人情報等の適正な取扱いの確保を図るための措置及び周知等を行い、個人の権利利益を保護する。				目標設定の 考え方・根拠	個人情報保護法において委員会の所掌とされた、個人情報等の取扱いに関する監視又は監督並びに苦情の申出についての必要なあっせん等を適切に実施するため。		政策評価実施予定時期 令和5年8月		
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
	基準年度	目標年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度			
「マイナンバー苦情あっせん相談窓口」の利用満足度	96.7%	令和2年度	98%	令和4年度	-	-	80%	97%	98%	<p>本施策は、相談業務の質の確保・向上を図り、制度の理解を促進すること等を目的とした事業であることから、測定指標は、相談における利用満足度を示すものとし、具体的には、相談件数に対し「相談員が、相談者が相談員の説明等に「納得した」「概ね納得した」ことを確認できた」割合とする。</p> <p>令和3年度の実績値は「相談員が、相談者が相談員の説明に「納得した」ことを確認できた件数」1,047件／「相談件数」1,076件×100=97.3%</p> <p>※本測定指標に係る計数把握は、令和2年10月1日より集計開始。</p> <p>令和4年度の目標値は、令和3年度の実績値を上回ることを目標に98%以上とする。</p> <p>【参考指標】「マイナンバー苦情あっせん相談窓口」の対応件数 令和3年度：1,076件、令和2年度：942件、令和元年度：911件、平成30年度：921件、平成29年度：1,036件、平成28年度：1,439件、平成27年度：998件</p>

<p>「マイナンバー苦情あつ 2 せん相談窓口」の苦情 あつせん解決率</p>	<p>93.7%</p>	<p>令和2年度</p>	<p>94%</p>	<p>令和4年度</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>90%</p>	<p>94%</p>	<p>94%</p>	<p>苦情あつせん相談窓口としての役割を踏まえ、当窓口を利用した者の満足 度に着目し、測定指標は、あつせんの解決率を示すものとし、具体的には 「あつせんの申出件数」に対し「あつせん成立」と確認できた割合とする。 令和3年度の実績値は、「あつせんの成立件数」12件／「あつせんの申出 件数※」13件×100=92.3% ※相談者からあつせんの申出を受け付けた件 数。 令和4年度の目標値は、令和3年度の目標値である94%以上とする。</p>
<p>「個人情報保護法相談ダ 3 イヤル（民間部門）」の 利用満足度</p>	<p>97.7%</p>	<p>令和2年度</p>	<p>98%</p>	<p>令和4年度</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>80%</p>	<p>98%</p>	<p>98%</p>	<p>本施策は、相談業務の質の確保・向上を図り、制度の理解を促進すること 等を目的とした事業であることから、測定指標は、相談における利用満足度 を示すものとし、具体的には、相談件数に対し「相談員が、相談者が相談員 の説明等に「納得した」「概ね納得した」ことを確認できた割合」とする。 令和3年度の実績値は「相談員が、相談者が相談員の説明等に「納得し た」「概ね納得した」ことを確認できた件数」20,734件／「相談件数」 21,237件×100=97.6% ※本測定指標に係る計数把握は、令和2年10月1日より集計開始。 令和4年度の目標値は、令和3年度の目標値である98%以上とする。 【参考指標】「個人情報保護法相談ダイヤル」の対応件数 令和3年度：21,237件、令和2年度：15,416件、令和元年度：16,518件、 平成30年度：16,669件、平成29年度：23,504件、平成28年度：10,137件、 平成27年度：1,525件</p>

「個人情報保護法相談ダイヤル（民間部門）」の苦情あっせん解決率	89.2%	令和2年度	90%	令和4年度	-	-	90%	90%	90%	<p>苦情あっせん相談窓口としての役割を踏まえ、当窓口を利用した者の満足度に着目し、測定指標は、あっせんの解決率を示すものとし、具体的には、「あっせんの申出件数」に対し「あっせん成立」と確認できた割合とする。</p> <p>令和3年度の実績値は、「あっせんの成立件数」26件／「あっせんの申出件数※」29件×100＝89.6% ※相談者からあっせんの申出を受け付けた件数。</p> <p>令和4年度の目標値は、令和3年度の目標値である90%以上とする。</p>	
	-	-	95%	令和4年度	-	-	89.2%	89.6%			
「個人情報保護法相談ダイヤル（公的部門）」の利用満足度	-	-	95%	令和4年度	-	-	-	-	95%	<p>本施策は、相談業務の質の確保・向上を図り、制度の理解を促進すること等を目的とした事業である。測定指標として、相談における利用満足度を計ることとする。具体的には、相談案件毎に、相談員が説明した事項について相談者が納得し、満足したかの度合いとする。</p> <p>目標値を算出するための過去の実績を持ち合わせていないため、令和4年度の目標値については、努力目標として「納得した」「概ね納得した」の合計値を95%以上とする。</p>	
	-	-	-	-	-	-	-	-			
達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）				当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等				令和4年 行政事業レビュー 事業番号
	令和元年度	2年度	3年度	4年度	4年度						
(1) 広聴・相談業務に必要な経費（平成30年度）	53.2 (23.1) 百万円	53.4 (51.4) 百万円	56.5 (53.2) 百万円	5.9 百万円	1～5	個人情報保護法第129条各号に規定される委員会の任務に基づき、その任務を達成するため、電話による相談窓口を運営し、個人情報保護法の解釈等に関する一般的な質問への回答を行うとともに、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報並びに特定個人情報（以下「個人情報等」という。）の取扱いに関する苦情あっせん相談を行う。	0006				
施策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	個人情報の保護に関する基本方針										